

県立特別支援学校による、小学校、中学校及び高等学校等に在籍する  
医療的ケアを必要とする児童生徒に関する相談・支援について

広島県教育委員会事務局  
学びの変革推進部  
特別支援教育課

## 1 目的

医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する小学校、中学校及び高等学校等に対して、県立特別支援学校の看護師資格を有する医療的ケア指導教員が、依頼に応じて相談・支援を実施することにより、県内の医療的ケアの実施体制の充実を図る。

## 2 対象

- (1) 広島市を除く市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び高等学校等
- (2) 県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校

## 3 相談・支援方法

原則、電話による相談（オンラインを含む）とし、特に必要がある場合は、派遣を要請することも可能とする。

## 4 相談・支援内容

- (1) 医療的ケア児の実態把握について
- (2) 医療的ケアの実施状況について
- (3) 主治医、学校医との連携について
- (4) 緊急時の対応について
- (5) 医療的ケアに係る校内体制について
- (6) その他

## 5 相談先

- (1) 広島県西部地域・・・広島県立広島特別支援学校 医療的ケア指導教員
- (2) 広島県東部地域・・・広島県立福山特別支援学校 医療的ケア指導教員

※ 該当地域が判断できない場合は、県教育委員会特別支援教育課（082-513-4982）まで連絡してください。

※ 医療的ケア指導教員・・・県立特別支援学校において医療的ケアにあたるほか、県内の特別支援学校に配置されている看護師のとりまとめ役として、必要な情報提供や関係者の調整を図る看護師資格を有する指導教員（現在、広島県内に2名配置）。

## 6 相談・支援方法

- (1) 関係学校長間で直接やりとりすること。（※市町教育委員会の所管する学校の場合、事前に関係教育委員会、教育事務所等と連携しておくこと。）
- (2) 医療的ケア指導教員の派遣を希望する場合、旅費については県教育委員会特別支援教育課が負担する（県立特別支援学校を除く）。